

事 務 連 絡

令和6年5月24日

訪問看護事業所 各位

一般社団法人高知県訪問看護連絡協議会
事務局

「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A」

平素は、本会事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年度介護報酬改定に関し、本会会員事業所様よりお問合せが多いご質問について、関係機関より回答がありましたのでお送り致します。

別紙ご査収のうえ、事業所内でのご周知をよろしくお願い申し上げます。

■理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護について

- ・減算算定要件に関する解釈
- ・訪問看護訪問回数超過等減算に関する解釈

<お問合せ先>

一般社団法人高知県訪問看護連絡協議会

事務局

電話：088-802-8115

Q. 理学療法士等による訪問看護の算定要件に「当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えていること」とあるが、“当該訪問看護事業所における”とは、事業所をさすのか、利用者個人をさすのか。

A. 当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合の減算対象は、利用者個人ではなく事業所をさす。

Q. 介護給付費単位数等サービスコード表に、「訪問看護訪問回数超過等減算は1回につき8単位」と記載されているため、40分介入の場合16単位減算と認識していたが、※注「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）」に、理学療法士等による訪問看護の減算に係る訪問回数については、理学療法士等が連続して2回の訪問を行った場合は、1回と数える。とあるため、40分介入の場合でも1回とし、8単位減算になるとケアマネジャーから連絡があった。1回は40分と解釈し、40分介入で8単位の減算と考えてよいか。

A. 1回（20分）で8単位減算となる。40分介入の場合は2回となり、8単位×2回＝16単位減算となる。

介護予防で訪問回数超過等減算・12月超対象の方のリハビリを40分介入の場合は、（8単位×2回）＋（15単位×2回）＝46単位減算となる。

※注「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）」は前年度の訪問回数に関する考え方の内容であり、6月からの訪問看護訪問回数超過等減算に関する考え方ではない。